

資料－3

目次

前 文	2
第1条 目的	3
第2条 用語の定義	4
第3条 まちづくりの基本原則	6
第4条 市民の役割	7
第5条 市の役割	8
第6条 市民団体の役割	9
第7条 コミュニティの役割	10
第8条 地域まちづくり組織の役割	11
第9条 地域まちづくり組織への支援	12
第10条 意見の尊重	13
第11条 市民参画の推進	14
第12条 情報の共有	15
第13条 人材の育成	16
第14条 交流の拡大	17
第15条 関係機関等との連携	18
附 則	19

(前文)

山、川、海、自然あふれる美しいまち村上市は、私たち市民にとってかけがえのないふるさとです。

この素晴らしいふるすとは、先人から受け継いだ財産であり、このまちをより良いものとして次の世代へ引き継いでいくことが私たちの使命です。

そのために、市民一人ひとりが知恵を出し合い、積極的に参画するまちづくりを進め、協力して幾多の課題を乗り越えていく必要があります。

私たちは、村上市民憲章（平成 25 年 12 月 18 日制定）に掲げる「元気あふれるまち」を市の理想像としてまちづくりを進めるため、ここに村上市まちづくり基本条例を制定します。

【趣旨】

- 本条は、条例制定に関し、基本的な考え方を規定しています。

前文は、条例制定の趣旨や目的について記載した文章で、条例本文の前に置かれています。村上市まちづくり基本条例の制定に至る基本的な考えとして、本文と共に条例の一部を構成することとしています。

【解説】

- 前文の「私たち」とは、村上市民をいいます。
- 先人とは、私たちの祖先をはじめ、ここに暮らし生きてきた人々をいいます。
- 文章で「ふるさと」や「まち」は「村上市」を指しており、「財産」とは村上市の自然、まち、人、行事、建物、文化、生産物など村上市を構成するものすべてを指しています。
- 村上市民憲章（平成 25 年 12 月 18 日制定）は、村上市民共通の理念であり行動の指針です。市民が目指すまちの理想像は、「元気あふれるまち」としています。

※まちづくり…建物や道路などによる市街地や地域の形成（ハード面）のほか、地域おこしなどの地域活性化に向けた取り組みをはじめ、地域課題の解決や暮らしやすいまちに向けた取り組みなどのこと（ソフト面）をいい、ハードとソフトを組み合わせた市の将来的な方向性や市民の幸福に関し、より良い方向に進める活動やその取り組み自体を総称して「まちづくり」といいます。

【特に意見をいただきたい部分】

- ①「山、川、海」→「海、山、川」※一般的な言い方
- ②「山、川、海、自然あふれる美しいまち村上市は」
→「素晴らしい自然と文化あふれるまち村上市は」、「自然と文化あふれる美しいまち村上市は」

(目的)

第1条 この条例は、村上市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民が主体的に参画し、協働して進めるまちづくりを継続的に推進することで、魅力ある地域づくりと活力ある市の発展を図ることを目的とする。

【趣旨】

●本条は、この条例の制定目的について規定しています。

この条例は、市民参画や協働のまちづくりが継続して行われるように、まちづくりに関し基本的な決まりを定めるものです。

【解説】

- この条例の目的は、市民が主体的に参画しながら、暮らしやすい地域づくりや魅力あるまちづくり、地域の活性化を継続的に推進していくことです。
- 「市の発展」とは、村上市が発展していくことをいい、経済、交流活動の進展や福祉の向上をいいます。
- 「魅力ある地域づくり」とは、地域の内外から「訪ねてみたい」「暮らしてみたい」「まちのために尽くしたい」「多くの人に知ってもらいたい」と思える地域をつくることです。

【特に意見をいただきたい部分】

趣旨は伝わるか

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、通学又は通勤する個人及び市内に事務所等を置く法人や団体をいう。
- (2) 市 市長及び市の執行機関をいう。
- (3) 参画 まちづくりの様々な場面において、事業等の立案、計画及び実施に主体的にかかわり、その活動に参加することをいう。
- (4) 協働 お互いの立場を尊重し、それぞれの役割を担いながら、協力し合うことをいう。
- (5) 市民団体 市民で構成された自主的な団体であって、その活動を通して公益の増進を目的とする団体をいう。
- (6) コミュニティ 一定範囲の地域において、その地域の良好な生活環境の維持や向上と住民相互の交流を目的として市民により構成された地域社会で、町内や集落組織等をいう。
- (7) 地域まちづくり組織 複数の町内や集落を含める広範囲な地域において、コミュニティの支援を含めた包括的な地域のまちづくりを行う組織であって、村上市まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例（平成23年3月28日条例第2号）に定めるものをいう。

【趣旨】

本条は、条例の中で特に重要となる用語の定義について規定しています。

【解説】

(1) 「市民」

単に村上市に在住する方という考え方ではなく、市のまちづくりに関して協力又は参画していただく個人や団体、法人を含めて広く市民としているものです。

○市内に在学、在勤する方については、学校や会社等において清掃活動、ボランティア活動、地域イベント事業などに参加されている方もいます。また、法人も町内会や地域の一員としている自治会もあり、まちづくりを行ううえでは「市民」としています。

○「市民団体」「コミュニティ」「地域まちづくり組織」は、市民から構成されている団体、組織のため、「市民」に含まれるものとします。

※「事務所等を置く法人や団体」…事務所のほか、工場、店舗、営業所、活動拠点を置く法人や団体をいいます。

(2) 「市」

市の範囲は、市長と市の執行機関（教育委員会、**監査委員会**、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を含む）をいいます。

(3) 「参画」

まちづくりの事業に参加するだけでなく、事業の立案や企画などにおいて意見を出し合い、積極的に地域活動に参加していくことをいいます。

(4) 「協働」

市民、市、各団体等がお互いの役割と存在を尊重し、互いにそれぞれの役割を担いながら、目標達成のために協力し合うことをいいます。

(5) 「市民団体」

市民で構成され、村上市に拠点を置き活動する団体で、スポーツ・教育活動、文化・芸術活動、奉仕活動などを通して公益の増進を目的とする団体をいいます。

(6) 「コミュニティ」

町内会や集落組織などの自治会をいいます。また、複数の自治会で構成された組織もコミュニティとしています。自主防災会についても、コミュニティのひとつとします。

(7) 「地域まちづくり組織」

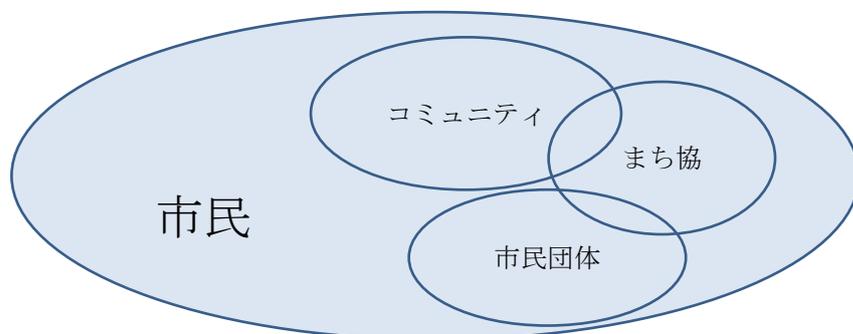
村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例（平成 23 年村上市条例第 2 号）第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 条に定めるものをいいます。村上地域まちづくり協議会やあらかわ地区まちづくり協議会など、市に 17 ある地域まちづくり組織をいいます。

【特に意見をいただきたい部分】

まちづくりの主人公の考え方について

「各自治会」、「市民団体」、「地域まちづくり組織」、「市民」とした。

企業は市民に含まれ、「各自治会」、「市民団体」、「地域まちづくり組織」も市民に含まれる



(まちづくりの基本原則)

第3条 村上市のまちづくりは、次に掲げる基本原則により進めるものとする。

- (1) 地域の活性化と市民の幸福の実現に向け努力すること。
- (2) 市民一人ひとりが自主的にまちづくりに参画できること。
- (3) まちづくりに関する課題の解決には、協働して取り組むこと。
- (4) それぞれの意見や個性を認め合うとともに、自らの発言や行動に責任を持つこと。

【趣旨】

村上市のまちづくりに携わり、参画するすべてのものが順守しなければならない基本的な規定を定めています。

【解説】

- (1) まちづくりは、それぞれが住む地域の活性化や市民の幸福の実現を目指して進められるものです。地域の活性化を考えることは市の発展につながります。
- (2) 一人ひとりがまちづくりに主体的に参加できることをいいます。ここでいう「参画できる」とは、いかなる場合でも参画を保証するという性質のものではなく、市民が等しくその機会を得ることができるという意味となります。
- (3) それぞれが役割を持ち、知恵や工夫を出し合いながら、協力してまちづくりを進めていくことや地域が抱える問題の解決を目指していくことをいいます。
- (4) より良いまちづくりを目指すためには、お互いの個性を認め合い、信頼関係を築くことが必要です。また、対等に意見を交わすためには、自らの意見や行動に対して責任を持つことが求められます。
※「個性を認め合う」とは、個人だけではなく、団体間や地域間の個性や特徴、独自性などを認めあうことをいいます。

【特に意見をいただきたい部分】

まちづくり活動（地域活性化に関する取組など）の基本原則を4つとした。
分かりにくいところはないか。趣旨は伝わるか？

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの主な担い手として、市民の幸せと暮らしやすい地域づくりのために自ら進んでまちづくりに参画するよう努めるものとする。

【趣旨】

まちづくりに関し、市民の役割について規定しています。

【解説】

○市民の役割として、まちづくりの重要な担い手として、自ら進んで活動への参画に努めることとしています。

【特に意見をいただきたい部分】

すべての市民（団体や企業を含みます）が守らなければならない役割です。

(市の役割)

第5条 市は、市民と協働してまちづくりを推進するため、体制の整備に努めなければならない。

2 市は、地域の活性化や課題解決に有効な施策を講じるよう努めなければならない。

【趣旨】

まちづくりに関し、市の役割について規定しています。

【解説】

- 「体制の整備」とは、市民と協働しやすいよう組織をつくり、施策や事業を計画、実行していく体制を整えることをいいます。
- 市は、市民がそれぞれの地域でまちづくりに積極的に関わり、地域の活性化や課題解決に向けて取り組むことができるよう有効な事業手法や支援策を講じていくことを規定しています。「有効な施策」は、固定されたものではなく、常に有効な方法を研究し、効果的なものを導入していくことが求められます。

【特に意見をいただきたい部分】

市の役割として、基本的な部分を規定した。

加えるべき点はないか。

(市民団体の役割)

第6条 市民団体は、市民の自主活動の意欲を高めるとともに、自ら活動に参画する意識の醸成に努めるものとする。

【趣旨】

まちづくりに関し、市民団体の役割を規定しています。

【解説】

- 市民団体とは、スポーツ、文化・芸術活動団体、ボランティア団体などで、市民が自主的に運営するものをいいます。
- これらの自主活動を行う団体などは、市民が活動に参加していく中で会の運営に関わることや積極的に意見やアイデアを述べていくことを学ぶ場として大変有効なものです。市民団体の活動は、市民の参画意識を高めていくことにつながり、それこそが市民団体の大きな役割といえます。

【特に意見をいただきたい部分】

市民団体の役割は適当か。

※どの市民団体にもかかることであるため、強い強制力のあるものや活動に制限が加わるようなものは避けるよう考慮した。

(コミュニティの役割)

第7条 コミュニティは、市民に身近で重要な地域づくりの場として、市民の交流を図りながら、安心できる生活環境の維持、向上やコミュニティにおける課題の解決に努めるものとする。

【趣旨】

まちづくりに関し、コミュニティの役割を規定しています。

【解説】

○コミュニティは、最も市民に身近なまちづくり活動を行う基本的な組織であり、その活動や事業は市民がまちづくりへ参画する第一歩となる場合が多いといえます。コミュニティが問題とする課題も市民生活に密着したものが多く、市民が最も参画しやすい地域づくりの場として大変重要な役割を担っています。

【特に意見をいただきたい部分】

集落や町内の役割は何かを考えたときに、「一番身近なまちづくりの場」であると考えました。
加えるべきところはないか

(地域まちづくり組織の役割)

第8条 地域まちづくり組織は、地域の元気づくりを進めるため、市民団体及びコミュニティと連携又は支援を行い、地域の活性化と地域課題の解決に努めるものとする。

【趣旨】

まちづくりに関し、地域まちづくり組織の役割を規定しています。

【解説】

- 地域まちづくり組織は、複数のコミュニティや市民団体と協力し、より広範な地域の課題の解決や地域の元気づくりを推進しています。また、コミュニティなどに対し支援を行うことで、地域活性化の取り組みを広げる活動を進めています。
- 地域まちづくり組織では、各地の伝統行事や地域資源を活かした地域活性化に取り組む試みも進められています。

【特に意見をいただきたい部分】

■庁内の意見から

現状について言えば、まちづくり組織は地域によって温度差があり、「熱心なところもあるが、まちづくり組織を負担に感じている。」という声も聞こえる。市民団体とは連携しない組織があるのも実態である。

■意見に対する考え方

そのような現実があるのかもしれませんが、すべて後ろ向きな考え方でよいのでしょうか。

地域まちづくり組織（協議会）の活動は、まだ始まったばかりです。活動における連携にも大小がありますが、模索しながら多くの団体や個人の参画を得ながら活動しています。

先頭に立つ役員や協力者の負担も大きく、「大変だ」との声も聞かれます。そうであればこそ、「地域づくりの担い手を育てること」、「その活動に一人ひとりが積極的に参画していくこと」が重要です。私たちの住んでいる地域を守り、育て、元気づくりをしていくことこそ「課題の解決」につながると思っています。

(地域まちづくり組織への支援)

第9条 市は、地域まちづくり組織の自主性を尊重し、その活動がまちづくりのために効果的に実施できるよう必要かつ可能な範囲内で支援を行うものとする。

【趣旨】

地域まちづくり組織に対する市の支援について規定しています。

【解説】

- 地域まちづくり組織は、町内や集落などのコミュニティやまちづくりを推進する市民団体などを支援する役割を担っています。そのために、地域まちづくり組織へ市として支援を行うことで、全体のまちづくり活動を支援することにつながります。
- 「支援」の内容としては、財政的支援や人的支援のほか、助言や事業の共催、後援、広報などが考えられます。しかし、いずれの場合も支援の範囲や規模に限りがあります。なお、「村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例（平成23年3月28日条例第2号）」の規定に基づき、地域まちづくり組織へ交付されている交付金も、支援の一つといえます。
- 「自主性の尊重」とは、財政的な支援などを理由に市が地域まちづくり組織の自主的な活動や主体性を削ぐことのないようにするという考えによるものです。しかし、補助金など支援の内容によっては、その用途などについて一定の制限があります。「自主性の尊重」とは、すべての制限を受けないことをいうものではありません。

【特に意見をいただきたい部分】

「自主性の尊重」について、解説で趣旨が伝わるか。

(意見の尊重)

第10条 市は、まちづくりを進めるうえで、まちづくり活動に協働して取り組む団体等の意見を尊重するものとします。

【趣旨】

まちづくりに協働して取り組む団体などの意見に対し、市の考え方について規定しています。

【解説】

- 地域まちづくり組織やコミュニティなど市と協働してまちづくりを進める団体などの意見には、地域の活性化に関するヒントやより一層の市民参画の推進に関するアイデアが込められています。また、専門的な知識を有する団体の助言などもあることでしょう。こうした意見の中で、有益なものを市政やまちづくりに反映していくことが大切です。
- 「団体等」とは、市民で構成された「市民団体」「コミュニティ」「地域まちづくり組織」などをいい、「まちづくりに取り組む団体等」としています。個人の意見は、そうした団体を通して集約され、より強くしっかりした形となっていくものです。決して個人の意見や少数の意見を尊重しないというものではありません。

【特に意見をいただきたい部分】

考え方に無理がないか。趣旨が通じるか。

■庁内の意見から

「個人」の意見は尊重しないように聞こえる

■意見に対する考え方

「団体」を「市民」とすることもできますが、その場合は「個人」の意見を一つひとつ聞き取ることができるのか難しいと思える部分もあります。個人の意見は、「市民からの提案制度」などを実施していますので、個人の意見を聴取しないわけではありません。しかし、市は限られた予算の中から「多くの方が賛同する意見」や「地域の意見」など、民主的な観点も考慮しなければならないことも事実です。第4条により、「市民」は「コミュニティ」や「まちづくり協議会」などのまちづくり活動へ参画していくことが求められているため、「団体等」としてその意見を尊重していく中で、より多くの個人の意見を拾うことができると考えています。

(市民参画の推進)

第 11 条 市は、市民のまちづくりへの参画に有効な手法を調査及び導入することにより、市民参画の推進に努めなければならない。

2 まちづくりを進める団体は、相互に連携しながらまちづくり活動の活性化を図り、市民のまちづくり活動に関する意識の高揚を図るものとする。

【趣旨】

まちづくり活動に関し、市民参画の推進と意識の高揚について規定しています。

【解説】

○まちづくり活動における市民参画の拡大に向け、調査や研究を進めながら有効な市民の参画方法やその推進に効果的な支援の方法を取り入れていくことをいいます。

○市民参画や支援の手法の一例としては、次のようなものがあります。

※すべて村上市が導入しているものではありません。

- ・ 市政提案制度
- ・ パブリックコメント（市民意見公募制度）
- ・ 審議会等の公募委員の募集
- ・ 市政懇談会
- ・ 公聴会
- ・ イベントに関する実行委員会
- ・ 市民アンケート
- ・ ソーシャルネットワークサービスを利用した意見聴取(ツイッターなど)
- ・ 行政出前講座などへの職員の派遣

○今後、IT分野※などの普及や進化により、参画のスタイルや手段も変化していく可能性があります。

市民が参画しやすい環境を求めて、時代にマッチする柔軟性と公平性が必要です。

○「まちづくりを進める団体」とは、まちづくりに取り組むコミュニティ、市民団体、地域まちづくり組織などをいいます。

※ I T 分野…コンピュータを利用した情報処理技術やインターネットを利用した高速通信技術などを活用した分野

【特に意見をいただきたい部分】

趣旨が通じるか。

(情報の共有)

第 12 条 市民及び市は、市民の参画を推進するため、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、情報の共有と相互理解を図るよう努めるものとする。

2 市民及び市が情報を発信する場合は、法令等で定めるところにより、個人等の利益保護対策において必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

まちづくりに関する情報の発信と共有について規定しています。

【解説】

- 市民や市が、まちづくりについての情報を発信することにより、多くの市民にその活動に参加を呼びかけるとともに、まちづくりや地域づくり活動への理解を深めることができます。
- 市民と市の信頼関係を築くうえで、情報を共有し合うことはとても重要です。しかし、その提供や公開にあたっては、個人情報の保護や法人等の利益保護に関し、十分配慮しなければなりません。
- 市の情報の取り扱いについては、「村上市個人情報保護条例（平成 20 年 4 月 1 日条例第 21 号）」に基づき、個人情報に関する資産及び権利に配慮しなければなりません。

【特に意見をいただきたい部分】

「個人情報の保護」と「法人等の利益保護」をどちらも「不利益を受けないようにする」という意味から「個人等の利益保護対策」とした。

趣旨は伝わるか。

(人材の育成)

第 13 条 市民及び市は、市民が主体的にまちづくりに参加できる機会をつくとともに、啓発活動を積極的に推進しながら、まちづくり活動を進める人材の確保、担い手づくり及びまちづくりを進める団体等の育成に努めるものとする。

【趣旨】

まちづくりが継続して推進されるために、人材の育成について規定しています。

【解説】

- 人材の育成は、まちづくりを進めるすべての市民(団体等を含む)及び市が取り組むべき課題です。
- 継続的なまちづくり活動の実施には、人材の発見や担い手を育成することが欠かせません。まちづくりに参加する機会を増やすことで、多くの人材を発見することにつながります。また、事業活動を通じ、担い手を育成していくことも重要です。
- 啓発活動は、広報誌、インターネットなど広報媒体などを通じて参加者の募集や活動の発信をすることのほか、地域の伝統、文化などの情報を広く紹介することも大切です。また、スタッフや参加者の様子などを伝えることによって、まちづくりに参画する市民のやりがいや達成感を高めることにつながります。

【特に意見をいただきたい部分】

■庁内の意見から

「市民が主体的に**参加**できる機会を…」 「参加」ではなく「参画」ではないか

■意見に対する考え方

「参画」ではなく「参加」としました。

まずは「参加」する機会づくりから始めることで、「参画」していく人材を育成していくことにつながります。

(交流の拡大)

第 14 条 市民及び市は、まちづくりを効果的に進めるため、地域や団体間における交流拡大の推進に努めるものとする。

【趣旨】

地域や団体間の交流を拡大させることによるまちづくりの活性化について規定しています。

【解説】

- 地域外の人々から指摘されて地域の宝※に気づくことがあります。また、他市の人々の活動の中から見習うべきまちづくりのヒントに気づくことがあります。そうした「気づき」は、多くの交流活動の中から生まれ、新たなまちづくり活動の刺激にもなります。
- 「交流拡大」とは、各地域間や団体間で協力しながら事業を行うこと、まちづくりに関する意見交換をすること、事業の参加者を地域外に広げ、参加を呼びかけることなどにより、交流する範囲や規模を広げていくことをいいます。

※地域の宝…その地域にある固有の自然、風景、町並み、文化、風習、建物、人物など、有形、無形を問わず、珍しいものや他の地域に自慢できるもの、地域にとって宝物のように大切なもの

【特に意見をいただきたい部分】

趣旨や意図が伝わるか

(関係機関等との連携)

第 15 条 市は、国、県、他の市町村又は関係機関と連携し、まちづくりを進めるうえで共通した課題の解決に向け、相互協力を図るものとする。

【趣旨】

市と国、他の自治体、関係機関との連携について規定しています。

【解説】

○市がまちづくりを進めるうえで、国や県をはじめ関係機関と連携して共通した課題を解決していくことをいいます。また、互いの理解を深めることで、共通した課題に連携して取り組むことができ、地域の発展や活性化につながります。

○例えば、隣接する市町村が道路建設に向けて努力したり、その地方で生産される特産物を同一ブランドとして販売したりすることなどは、連携や相互協力のひとつです。

【特に意見をいただきたい部分】

趣旨や意図が伝わるか

加えるべき点はないか

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

【特に意見をいただきたい部分】

この条例には、規則制定による市の裁量を入れていません。これは、安易にこの条例を解釈したり、市民の目に触れにくい規則を作ったりということを避けるものです。すなわち、条例に不足事項が生じるときは、議会の審査を受け、広く市民に公開するというブロックをかける意味と、市民の代表者による審査を厳しく受けるべきという意図があります。